

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市いじめ防止等対策審議会第2回定例会議
開 催 年 月 日	令和8年9月1日（火）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後3時30分 から 午後5時00分 まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階 会議室3
議 長 等 の 氏 名	会 長 福島 裕敏
出 席 者	副 会 長 鍋島 正明 委 員 坂本 由唯 委 員 大湯 恵津子 学校教育推進監 福田 真実
欠 席 者	委 員 大里 絢子
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	学校指導課長 斉藤 雅子 教育センター所長 前田 清幸 学校指導課主幹 太田 奈菜子 学校指導課指導主事 工藤 敦史
会 議 の 議 題	(1) 令和8年度4月から7月までの「いじめ」に関する状況報告 (2) 生徒指導上懸念される事項と今後の対応について (3) 弘前市学校危機対応緊急支援チームの外部専門家について
会 議 資 料 の 名 称	・ 資料1 令和8年度弘前市立小・中学校のいじめの状況（4月から7月） ・ 資料2 令和8年度 月毎のいじめの認知（第一報）件数（4月から7月） ・ 資料3 生徒指導上懸念される事項と今後の対応について ・ 資料4 弘前市学校危機対応緊急支援チームの「外部専門家」について

会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)	(議長) これより第2回定例会議を始める。本日は委員1名が欠席である。第4条の2項に基づき、委員の半数以上の出席があるため、このまま審議会を進めることとする。 「本市における『いじめ』に関する状況報告」及び「審議」については個人情報が含まれることから、運営規則第4条第4項に基づき、これを公開しないことによろしいか。 (異議なし) (議長) はじめに令和8年度4月から7月までの「いじめに関する状況報告」について、事務局から説明をお願いする。 (事務局) いじめの認知件数といじめの対応について報告する。昨年度と比較して認知件数は著しく増えている。教育委員会では、いじめの疑いがある段階から積極的に認知し、早期対応を図るよう継続して指導している。その結果、早期発見・早期認知の姿勢が学校現場に定着してきたものと肯定的に捉えている。 次に、いじめの対応について、小・中学校ともに悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが最も多い。また、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」については、SNS等を介した画像や動画の拡散について、本人の許可なく撮影した画像や加工した画像をLINEグループやSNSに投稿する事案が多くなっている。 なお、令和8年度から新たに設けられた「性的な嫌がらせや性的な行為」については、小・中学校各1件の認知となっている。市教育委員会としては、個別の事案に応じたアドバイス等に加え、一人一人の居場所を大切にしたい学び合う授業づくりと、互いの違いを認め生かし、みんなが安心して過ごせる集団づくりに向けた指導・助言に今年度も引き続き努めていく。 児童生徒自身がSOSを発信することに加え、周囲の児童生徒や教職員が早期に察知し、引き続き情報共有できる体制づくりを推進していく。また、保護者からの訴えがあったにもかかわらず、被害・加害双方への十分な聞き取りが行われなかったり、形だけの謝罪で解決を急いだり、保護者への説明が不十分または遅れたりすることで、問題が複雑化・困難化する事例も少なくない。このため、迅速かつ誠実な初期対応と組織的対応の重要性について、引き続き学校と繰り返し共通理解を図っていく。 「学年別の認知件数」においては、学年が上がるにつれて減少する傾向にある。小・中学校ともに、入学や進級によるクラス替えといった新たな環境の中で、人間関係を構築する際のコミュニケーション能力やス
---	--

	トレス管理能力の育成が重要であると考えている。 (議長) ただ今の説明に対して質問はないか。 (委員) 小学校で認知件数が多くなっている点をどのように捉えればいいのか。また、保護者や本人からの訴えが増えているという面もあるが、このことについて、どのように捉えているか。 (事務局) いじめの認知については、学校が判断している。軽微なものであっても認知することは、小さなサインを見逃さず、丁寧に対応していると評価できる。 (委員) SNS等の絡みも含めて件数が増えているため、対応は続けていく必要がある。家庭での判断やスマートフォンの機能制限・年齢制限も含め、社会全体での課題だと感じる。 (委員) 夏休みが明けて、相談状況はどうであるか。 (事務局) 夏休み期間中は学習面の悩みや特別支援学級に関する相談などが増加した。一方で、「学校に行きたくなくて困っている」という相談については、例年や他地区と比較しても非常に少ない状況だった。 (議長) 次に、生徒指導上懸念される事項と今後の対応について、説明をお願いします。 (事務局) 前回の審議会でのご指摘を受け、教育委員会では強い危機感のもと、7月の「弘前市立小・中学校長会議」において、生徒指導上における懸念事項や学校に求められる具体的な対応について指導の徹底を直接依頼した。主な内容は以下のとおり。 ①学校の役割の明確化 ・当事者意識を持たせる情報モラル教育の計画的・継続的な展開 ・「生命（いのち）の安全教育」及び「SOSの出し方教育」の充実 ・管理職を中心とした迅速な事実確認と、組織的な対応（早期発見・早期対応）の徹底 ・いじめ・トラブルの背景にある人間関係やコミュニケーションの課題の改善 ②家庭との役割の明確化と連携・協働 ・懇談会や学校だより等を通じた、フィルタリング設定や家庭内ルールの確立に向けた啓発
--	--

	・ネット利用や交友関係等の変化に関する、家庭での見守りと学校への情報共有 ・端末を「持たせる責任」や各種リスク（デジタル履歴・性被害等）に関する、家庭との課題意識、当事者意識の共有 ③警察等関係機関との連携 ・警察や児童相談所等の関係機関との迅速かつ躊躇のない連携の徹底 (議長) ただ今の説明に対して質問はないか。 (委員) 資料３で示された内容は、少し抽象的で、現場の先生方が「具体的に何をすればよいか」まで落とし込めていない印象を受ける。教員の負担も大きい中、外部コンテンツの活用や専門家との連携を含め、どのようなチャンネルで指導を展開するかが重要である。 (学校教育推進監) 一度の指導で終わらせるのではなく、それらを SOS の出し方や学校の教育目標と結び付け、構造化することがねらいである。教育委員会から強いメッセージとして発信し、各学校が意図をもって取り組めるよう支援していく。 (委員) 現場の先生方が多忙を極める中、トラブルが発生した際の対応負荷は計り知れない。トラブル防止の観点からも、市教育委員会として柱となる方針を明確に共有しておくことが不可欠である。 (議長) 次に、弘前市学校危機対応緊急支援チームにおける外部専門家について説明をお願いします。 (事務局) 重大事態（生命・心身・財産等への深刻な被害）の発生時、迅速に緊急支援チームを起動させるため、本審議会を構成する各種推薦団体（弁護士会、医師会、大学、心理・福祉団体等）に対し、毎年度初めに事前に専門家の推薦・候補者指定を依頼しておく仕組みを考えている。 (委員) 緊急支援チームの目的は、まず第一に「初動の混乱を最小限に抑えて環境を回復すること」である。その後の「事実解明や検証」とは性質が異なるのではないか。 (委員) 緊急支援チームに法務指導監が入っている点についても検討が必要である。このチームの目的は調査をすることなのか、緊急時の混乱を収めることなのか。
--	---

	(学校教育推進監) チームの主目的は初期の混乱を収束させ、状況を安定させることである。事実関係の調査へ移行する場合は、別の体制や第三者委員会を立てることも考えられる。 (委員) 特定の個人をあらかじめ指名しておいても、緊急時にその人が動けるとは限らない。個人を指名するよりは、「事案が発生した際に、迅速に専門家を派遣・推薦してもらえる要請ルートを各団体・機関と結んでおく方が現実的ではないか。 (学校教育推進監) ご指摘ありがとうございます。初動の3日間で人探しに時間を取られないための体制づくりが本質ですので、特定個人の事前指名という形にこだわらず、「重大事態発生時に迅速に専門家を派遣・調整いただける協力体制を各団体と取り決めておく」という方向で調整・再検討いたします。 (委員) 初動で学校や教育委員会が判断に迷った際、気軽に相談・サポートを受けられるネットワークを築いておくことが重要である。 (議長) 事務局で再度整理をお願いする。 他にご意見はあるか。他の意見等がないようなので、これで本日の協議会を終了する。
--	--